

ITを活用した建築士法に基づく重要事項説明の社会実験における  
応募要領及び運用指針の修正について

応募要領 「4. 社会実験における、建築士のIT重説等の実施フロー（概要）」③重要事項説明書及びアンケート票等の事前送付について以下のとおり下線部分を修正。

| 修正前   | 修正後  |
|---|--|
| <p>建築士は、建築主に、事前に重要事項説明書の書面を送付します。また、IT重説後に建築主に回答を依頼する、社会実験のアンケート票及び参加登録団体宛の返信用の封筒（メールの場合は不要）も併せて送ります。</p> | <p>建築士は、建築主に、事前に重要事項説明書の書面を送付した上で、PDFファイル等による電子メール等での送信もあわせて行います（PDFファイル等による電子メール等のみの送信は認められません。）。また、IT重説後に建築主に回答を依頼する、社会実験のアンケート票及び参加登録団体宛の返信用の封筒（メールの場合は不要）も併せて送ります。</p> |

運用指針 「2. IT重説において建築士が行うべきこと」（1）IT重説の実施において遵守すべき事項 ③重要事項説明書等の事前送付について以下のとおり下線部分を修正。

| 修正前  | 修正後  |
|--|--|
| <p>IT重説は、建築主の手元に、重要事項説明を行う際に交付する書面（建築士法24条の7第1項に規定する書面。以下「重要事項説明書」という。）がある状態で行われることが必要です。そのため、建築士は、重要事項説明の実施に先立ち、建築主に重要事項説明書を事前に送付している必要があります（PDFファイル等による電子メール等での送信は認められません。）。</p> | <p>IT重説は、建築主の手元に、重要事項説明を行う際に交付する書面（建築士法24条の7第1項に規定する書面。以下「重要事項説明書」という。）がある状態で行われることが必要です。そのため、建築士は、重要事項説明の実施に先立ち、建築主に重要事項説明書を書面で事前に送付している必要があります。また、PDFファイル等による電子メール等での送信もあわせて行います。（PDFファイル等による電子メール等のみの送信は認められません。）</p> |